

東京都市公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び東京
都市公平委員会共同設置規約の変更について

上記の議案を提出する。

平成 27 年 11 月 30 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 7 第 3 項において準用する同
法第 252 条の 2 の 2 第 3 項本文の規定による。

東京都市公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び東京
都市公平委員会共同設置規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 7 第 2 項の規定により、平成 28 年 4 月 1 日から青梅市及び浅川清流環境組合を加入させ、東京都市公平委員会共同設置規約を次のとおり変更する。

東京都市公平委員会共同設置規約の一部を改正する規約

東京都市公平委員会共同設置規約（昭和四十二年四月一日規約第一号）の一部を次のように改正する。

別表中「三鷹市」を「三鷹市、青梅市」に、「ふじみ衛生組合」を「ふじみ衛生組合、浅川清流環境組合」に改める。

附 則

- 1 この規約は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 2 この規約の施行の際、現に青梅市公平委員会に対してなされた勤務条件に関する措置の要求、不利益処分の審査の請求及び市立学校の学校医等の公務災害補償の審査の請求は、この規約による公平委員会に対してなされた勤務条件に関する措置の要求、不利益処分の審査の請求及び市立学校の学校医等の公務災害補償の審査の請求とみなす。